

富士宮市議会議員政治倫理条例 解説（案）

条例制定の背景

富士宮市議会では、富士宮市議会基本条例のもと、市民の皆様からの直接選挙で選ばれた議員で構成する唯一の議決機関として、その自覚と誇りを持ち、公正な議論を尽くし、市政の発展と、市民の皆様の生活と福祉の向上のため、一丸となって取り組んでいます。

そのような中、現職議員による不祥事は、市民の信頼を大きく失墜させました。このことから、改めて議員一人一人が、自らの良識と責任、高い倫理性をもって公正な政治活動を行うとともに、市民の皆様の信頼を裏切るような行為が2度と行われることのないよう本条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、富士宮市議会議員（以下「議員」という。）が遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項を定めるとともに、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって清浄かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

※解説は省略

（議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる責任を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保持しなければならない。

【解説】

本条は、議員の責務を規定しています。

議員は、市民全体の代表者として、市民の信頼に値する高い倫理性を保持しなければなりません。改めて条例に規定はしていませんが、地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法等の法令の遵守はもとより、税の滞納をしないことや、暴力団等との関わりを一切持たないことなどについても、当然守るべきこととして議員一人一人が自覚していきます。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことを自覚するとともに、議員の政治活動へ関心を持つよう努めるものとする。

2 市民は、自己又は特定の者の利益を図るため、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

【解説】

本条は、市民の役割を規定しています。

市民の役割を規定した理由は、第8条「審査の請求」において、審査の請求の権利を議員のみではなく、市民の皆様にも付与することを規定しているため、議会や議員の政治活動に関心を持っていただきたいという思いから規定しています。

(宣誓)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓をしなければならない。

2 前項の宣誓は、当該議員の任期の初日から最初に招集される議会の会議までの間に行うものとする。

【解説】

本条は、この条例を遵守する宣誓を行うことを規定しています。

議員は、任期の開始日から最初に行われる議会まで（この条例の施行時においては、特例的に施行日から30日以内）に、この条例を遵守する旨の宣誓を、宣誓書の提出により行うことを義務づけています。

また、提出された宣誓書は市ホームページに掲載されます。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる事項（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 地位を利用して不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (3) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (4) 市の職員の採用、昇給、異動等の人事に関与しないこと。
- (5) 発言又は情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、公職にある者としての責任と自覚を持ち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
- (6) 地位を利用した嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。

【解説】

本条は、富士宮市議会議員が遵守しなければならない事項を、政治倫理基準として具体的に規定しています。

この規定に違反する疑いがある場合は、審査請求の対象となることがあります。

- (1) 不正を疑われるような金品のやりとりや飲食のもてなし、またこれらに類似するような行為を行わないことを定めています。

具体的には、金銭、お中元、お歳暮、金券、電子マネー、接待などを想定しています。

- (2) 政治的・道義的な批判を受けるおそれのある寄附の受領を行わないことを定めています。

※寄附の禁止、制限について（公職選挙法・政治資金規正法）

議員や議員の候補者は、その選挙区内の者に対し寄附をすることは禁止されています。また、反対にその選挙区内の議員や議員の候補者に対して、寄附を勧誘することや要求することも禁止されています。（参考：公職選挙法第199条、第200条）その他に公職選挙法第で禁止されている寄附については、

- ・議員や議員の候補者が役職員や構成員である法人や団体が、その選挙区内の者に対し、議員や議員の候補者の氏名を示してする寄附や、氏名が類推されるような方法とする寄附

- ・特定の議員や議員の候補者の後援団体が、その団体の設立目的で行う行事や事業に関する寄附以外の寄附

- ・市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者や、市が行う利子補給の対象となっている融資を受けている法人が、議員と市長の選挙に関してする寄附

などがあります。また、政治団体に対する寄附や、議員や候補者の政治活動に関してされる寄附については政治資金規正法で細かく制限がされています。

- (3) 富士宮市の職員の公正な職務執行を妨げること、また、富士宮市の職員が持つ権限や影響力を不正に行使するように働きかけないことを定めています。

具体的には、富士宮市の職員が職務として行う、許認可、指定管理者の指定、請負等の契約及び補助金等の交付決定、事業内容や施行の順番等に関して、自己や特定の者に有利または不利となるような、職員への働きかけです。

- (4) 富士宮市の職員の採用候補者試験や昇給、昇格、人事異動に関して、紹介等を行わないことを定めています。

- (5) 本会議や委員会等で発言する際、またはチラシやSNS等のウェブサイトにおいて情報発信を行う際には、確かな事実に基づき行い、他人の名誉を毀損し、人格を損なわせてはな

らないことを定めています。また、第三者に働きかけて、同様の行為をさせないことを規定しています。

近年では、SNSの普及により、誰もが簡単に情報を発信することができます。議員についても同様で、市民に対して情報を素早く発信したいときや、SNSを多く利用している若年層に対して有効な手段です。しかし、その気軽さゆえに、本人にその気がなくとも、結果的に個人を攻撃することになったり、正確ではない情報を発信してしまったりするおそれもあります。議員は、自身の影響力の大きさや、公職にある者としての自覚を常に持ち続け、SNSをはじめ、あらゆる情報発信を行う際には十分に注意する必要があります。

- (6) パワーハラスメント等、地位を不当に利用した嫌がらせ行為等をしないことを定めています。また、ハラスメント全般、その他差別的な行為等の人権を侵害するおそれのある行為をしないことを規定しています。

近年、ハラスメントについては様々な場面で問題視され、その防止と対策については、公務の職場をはじめ多くの企業で取組が行われてきています。令和2年6月1日からは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（いわゆるパワハラ防止法）が施行され、法的にハラスメントが対策されるようになりました。議会においても、パワハラ、セクハラ、マタハラ、さらには票ハラなど、様々なハラスメントが問題となっています。しかし、現在の法律ではこれらの行為すべてを規制することはできません。ハラスメントは決してあってはならないという思いから、政治倫理基準の禁止事項として規定しました。さらに、本市議会では、当条例を検討していく中で、議員向けにハラスメント防止についての研修を行うこととし、議員一人一人の意識の向上を図っています。

- (7) 議員の職務や立場により知り得た情報を、本来の目的以外の目的で使用してはいけないことを規定しています。

(就業の報告)

第6条 議員は、議員となった場合において、自ら事業を営んでいるとき、又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずる職（以下「取締役等」という。）に就いているときは、速やかに議長（議長にあっては、副議長）に報告しなければならない。

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなったとき、又は新たに法人等の取締役等に就くこととなったときについて準用する。

3 議員は、第1項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により報告した内容に変更があった場合は、速やかに議長（議長にあっては、副議長）に報告しなければならない。

【解説】

本条は、議員の就業の報告について規定しています。

報告が必要な議員は、自ら事業を営んでいる議員と法人等で一定の役職以上にある議員です。

議員は、地方自治法第92条の2で禁止されている事項を除き、兼業は認められていますが、市民の信頼に値する高い倫理性を持つことを求められていることから、あらかじめ就業の実態について明らかにすることを規定しています。

また、提出された報告書はホームページで公表されます。

(議員の説明責任)

第7条 議員は、政治倫理基準に違反する疑いを持たれたときは、速やかに自ら率先して誠実にその説明をし、真実を明らかにしなければならない。

※解説は省略

(審査の請求)

第8条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満18歳以上の者（以下「18歳以上の市民」という。）又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する書類を添えて、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める連署をもって、その代表者（以下「請求者」という。）から議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。この場合において、連署に係る署名は、当該審査を請求した日前1月以内に行われたものでなければならない。

- (1) 18歳以上の市民が請求する場合 100人以上の18歳以上の市民の連署
 - (2) 議員が請求する場合 議員定数の8分の1以上の議員の連署
- 2 前項第2号の連署は、2以上の異なる議会の会派（いずれの会派にも属さない議員については、その全員をもって1の会派とみなす。）に属する議員によるものでなければならない。
- 3 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の内容及び書類を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該審査請求の請求者に対し、その補正を求めることができる。
- 4 議長は、審査請求が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。
- (1) 審査請求をすることができない者によって行われたとき。
 - (2) 連署に係る要件を満たしていないとき。
 - (3) 政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき。
 - (4) 請求者が前項の規定による補正に応じないとき。

【解説】

本条は、市民及び議員による審査請求を規定しています。

議員が第5条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、市民又は議員は、その疑いに関する審査の請求をすることができ、その際の要件を規定しています。

・連署について

市民が審査を請求するときは、市民の100人以上の者の署名を必要としています。本条例では、市民を市内に住所を有する満18歳以上の者としています。これにより、外国籍の市民も審査請求ができる仕組みとしています。また、満18歳以上としているのは、民法において、行為能力が発生するのを18歳以上としていることなど、一定の責任能力が認められるのが18歳以上であることを考慮したためです。

議員は、議員定数の1/8以上の者の署名を必要としています。議員が請求する際は複数の会派による請求が必要と考え、2以上の異なる会派の議員の署名を必要としています。なお、どこの会派にも属していない、無会派の議員は、その全員で1つの会派とみなしています。

また、市民、議員を問わず署名については、審査の請求をした日前1か月以内に行われたものと規定しています。

・違反行為を疑うに足る事実を証する書類について

審査請求にあたっては、議員が第5条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると証明する資料を添付することを規定しています。この資料は、客観的に判断できる資料等で、書類、映像記録、音声記録、会議録等でなければならない、主観的なものや恣意的なものは資料として適当と認められません。

・補正について

審査の請求があった場合、連署、違反行為を疑うに足る事実を証する書類などについて、要件を満たしているか確認を行います。不備があった場合は、不備の内容により、相当な期間を設けて請求代表者に対して補正を求めます。

・却下について

必要な補正がなされなかった場合、審査請求の対象とならない内容に対する請求などについては、審査請求が却下されます。また、その際には、審査請求者に対して通知することを規定しています。

(審査会の設置等)

第9条 議長は、審査請求が適当であると認められるときは、当該審査請求がされた日から1月以内に富士宮市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を付託するものとする。

2 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長が公正を期して議員のうちから指名する。

4 審査請求をした議員及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、当該審査事案に係る委員となることができない。ただし、議長が認めた場合は、この限りではない。

5 委員の任期は、第12条第1項の規定による審査結果の報告が終了した日までとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

【解説】

本条では、審査会の設置等について規定しています。

第8条に基づき提出された審査請求書が適当な内容である場合は、当該審査請求が提出された日から1か月以内に、審査会を設置（議決を要しない）し、事案の審査を付託することを規定しています。

審査会の委員は、富士宮市議会議員のうち、7人以内をもって構成します。なお、委員は議長が公正を期して指名します。また、当該審査請求をした議員及び審査の対象となった議員は委員となることができません。

(審査会の審査等)

- 第 10 条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為（以下「違反行為」という。）の存否について調査するとともに、違反行為が認められた場合は、審査対象議員に対し講ずべき措置を審査する。
- 2 審査会は、審査対象議員に審査会の会議（以下「会議」という。）への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査事案に係る者、識見を有する者等に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意により非公開とすることができる。
- 5 審査会の委員長及び副委員長の選任、招集、表決等については、富士宮市議会委員会条例（昭和 42 年富士宮市条例第 1 号）第 9 条から第 18 条まで及び第 22 条の規定を準用する。
- 6 審査会は、審査の結果、審査対象議員に対し、議員辞職を勧告する表決を行う場合は、前項の規定にかかわらず、3 分の 2 以上の委員が出席し、かつ、その 4 分の 3 以上の多数をもって決する。

【解説】

本条は、審査会の審査等を規定しています。

審査会は、審査の付託を受けたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否を調査します。また、違反行為が認められた場合は、審査の対象となった議員に対し講ずべき措置を審査します。

審査会は審査会の会議の場で、審査の対象となった議員に弁明の機会を与えなければなりません。また、必要があると認めるときは、審査事案に係る者や識見を有する者等に対し、会議への出席を求め、意見や事情を聴取することができます。

会議は原則として公開で行われますが、必要な場合には非公開とすることができます。

また、審査会の審査の結果、審査の対象となった議員に対し、議員辞職を勧告する表決を行う場合は、特に慎重な審査が必要なため、審査会の委員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、その 4 分の 3 以上の多数をもって決するものとしています。

(議員の協力義務)

第11条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な書類を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

【解説】

本条では、議員の協力義務について規定しています。

富士宮市議会議員は、審査会からの求めに応じて、必要な書類の提出や会議に出席して意見を述べる義務があります。

この義務は、当該審査請求をした議員及び審査の対象となった議員はもちろんのこと、それ以外の議員にも及びます。

(審査結果の報告等)

第12条 審査会の審査が終了したときは、委員長は、報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出は、審査会が付託を受けた日から90日以内に行うよう努めなければならない。

3 議長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、請求者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

【解説】

本条では、審査結果の報告等について規定しています。

審査会は、審査の付託を受けた日から90日以内に報告書を議長に提出するよう努める必要があります。また、議長は当該報告書の内容(審査結果)を請求者と審査の対象となった議員に通知し、また、これを公表しなければなりません。

なお、審査会が議長に提出する報告書には、審査の対象となった議員に対し講ずべき措置が明記されます。

(審査対象議員に対する措置)

第13条 議長は、審査会の審査結果を尊重し、違反行為があったと認められる審査対象議員に対し、議会の名誉及び品位を保持し、市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

【解説】

本条では、審査対象議員に対する措置について規定しています。議長は、審査会の審査結果（審査会からの報告書）を尊重し、審査の対象となった議員に対し、必要な措置を講じます。

具体的には、戒告、陳謝の勧告、議会における役職辞任の勧告、一定期間の議会における役職就任の禁止、辞職の勧告、その他必要と認める措置を想定しています。

また、議長は措置を講じたときは、これを公表しなければなりません。

(議長職務の代行)

第14条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長が共に審査対象議員となったときは議会運営委員会の委員長がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

【解説】

本条では、議長職務の代行について規定しています。

議長が、審査対象議員となったときには、副議長がこの条例に規定する議長の職務を行います。議長と副議長が審査対象議員となったときには、議会運営委員会の委員長がこの条例に規定する議長の職務を行います。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

本条では、委任について規定しています。

条例の施行に関して、この条例に定めるもの以外の必要な事項は、議長が別に定めます。具体的には「富士宮市議会議員政治倫理条例施行規程」により定めています。